

制限付事後審査型一般競争入札の実施について

原村が発注する物品購入業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 4 日
原村長 牛山 貴広

1 入札対象業務

| | |
|------|------------------------|
| 事業名 | 令和 7 年度もみの湯自動精算機購入 |
| 納品場所 | もみの湯 |
| 履行期間 | 契約日から令和 8 年 1 月 31 日まで |

2 入札者の資格要件

| | |
|-------|---|
| 地域要件等 | なし |
| 実績 | 不要 |
| その他 | <p>地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。</p> <p>次のいずれかに該当する者は、同一の入札に参加することができない。</p> <p>（1）資本関係</p> <p>次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）または子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 号に規定する更生会社または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。</p> <p>ア 親会社（会社法第 2 条第 1 項第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合</p> <p>イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>（2）人的関係</p> <p>次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。</p> <p>ア 一方の会社の取締役等が、他方の会社の取締役を兼ねている場合</p> <p>イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項または民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合</p> |

| | |
|--|---|
| | (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 上記(1)または(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合 |
|--|---|

3 入札日程

| | |
|-----------|--|
| 入札参加申請手続き | 本入札に参加する者は、事後審査型一般競争入札参加申請書を次により提出してください。 申請書の配布 商工観光課商工観光係及び村ホームページ 提出期限 令和7年11月13日午後5時 提出場所 商工観光課商工観光係 提出方法 入札会に参加する者が持参又は郵送必着とします。 |
| 設計図書等の閲覧等 | 仕様書等は次により閲覧を行います。 閲覧等の期間 令和7年11月4日から 令和7年11月13日まで 閲覧等の場所 商工観光課商工観光係及び村ホームページへ掲載します。 |
| 質問方法 | 質問がある場合のみ、次により文書で行ってください。 提出期限 令和7年11月10日午後5時 提出場所 商工観光課商工観光係 質問書の様式 指定なし 提出方法 電子メール又はファクシミリ送信とします。 (メール： shokan@vill.hara.lg.jp FAX 番号：0266-79-5504) |
| 質問書への回答 | 質問への回答は、次により閲覧に供します。 閲覧等の期間 令和7年11月11日から令和7年11月12日まで 閲覧等の場所 村ホームページ ※回答書は随時作成し、期間前であっても閲覧に供します。上記期間において、質問及び回答の全件を確認してください。 |
| 入札日時・場所 | 日時 令和7年11月14日 午後5時までに持参又は郵送必着 場所 商工観光課商工観光係 |
| 開札日時・場所 | 入札後直ちに入札場所において行います。 |

4 入札執行関係・その他

| | |
|----------|---|
| 最低入札参加者数 | 1者 |
| 入札方法 | (1) 売買契約の総額について行います。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の <u>100分の10</u> に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか否かを問わず、見積もった総額の <u>110分の100</u> に相当する金額を入札書に記載してください。 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>(2) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできません。</p> <p>(3) 入札執行回数は2回までとし、2回で落札しない場合は2回目に最低価格を入札した者によって、その場において2回までの見積を行うものとします。</p> |
| 工事費内訳書 | 原村入札心得第3条第8項に定める工事費内訳書の提出は求めないものとします。 |
| 低入札価格調査制度の適用 | なし |
| 最低制限価格 | なし |
| 前払金 | なし |
| 部分払 | なし |
| 入札保証金 | 免除 |
| 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上の金銭的保証 |
| 入札の無効 | 原村入札心得第9条の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。 |
| 確認書類 | <p>落札候補者となった者は、次により一般競争入札参加資格確認申請を行ってください。</p> <p>提出書類 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書</p> <p>添付書類 暴力団排除に関する誓約書、印鑑証明書（3か月以内、写し可）及び本店、支店又は営業所等の所在地が確認できる書類、ただし、原村競争入札参加資格者名簿に登載された者は、添付書類の提出を免除します。</p> <p>申請書の配布 商工観光課商工観光係及び村ホームページ</p> <p>提出場所 商工観光課商工観光係</p> <p>提出方法 持参又は郵送</p> |
| その他 | 入札方法及び落札決定方法等その他の事項は、原村入札心得、原村建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱第12条、第13条、第15条及び第16条並びに原村低入札価格調査制度事務処理要綱の定めによるものとします。 |
| 問い合わせ | <p>〒391-0192 諏訪郡原村 6549 番地 1</p> <p>原村役場商工観光課商工観光係</p> <p>電話：0266(79)7929（直通）</p> <p>FAX：0266(79)5504</p> |